

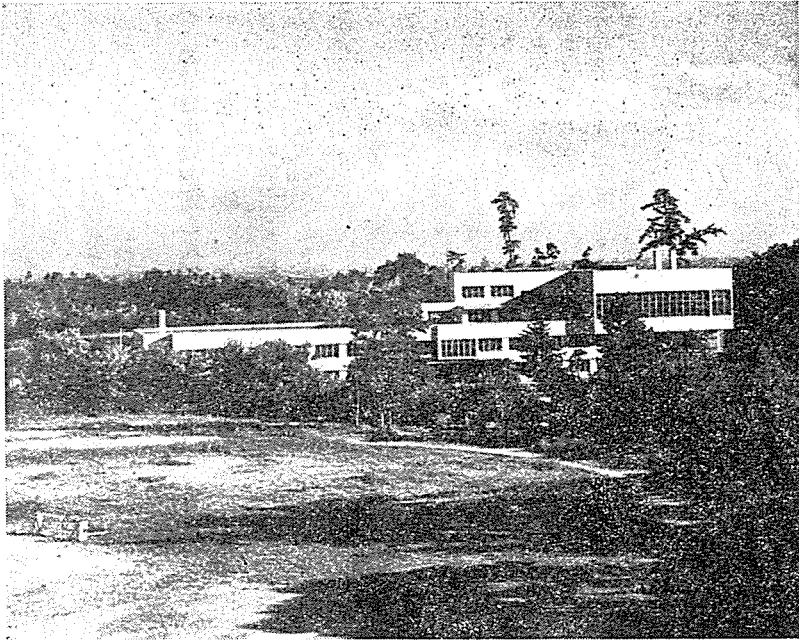
THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

Osaka, October 15th, 1950. —No. 234

# 關西大學學報

第 2 3 4 號

昭和 2 5 年 1 0 月



千里山 学舎 夕照

關西大學學報局

# 日本國憲法と

## 人類普遍の原理並に自然規範

中 谷 敬 壽

### 一、はしがき

およそ社会現象は自然現象と異なり人間の行動に關するものであることは云うまでもないが、人間の行動である以上それは社会生活において價值ありと考えられている或理念を實現しようとするものでなければならぬ。しかし、現実の社会現象について如何なる理念が存在するかは、勿論特定の社会の特定の時代についてこれを見なければならぬが、しかし、それはあくまで社会的思惟により社会的構想の結果存するものを見なければならず、個々人の個人的構想の結果存するものを見るべきではない。國家的共同生活における社会現象について如何なる理念が存在するかという事は、その國における國家的共同生活において、社会的思惟により社会的構想の結果存するものの中、最も重要なその國の憲法について見るべきである。蓋し憲法は、國家的共同生活において價值ありと考えられている理念を實現する外形的態度として、人々のとるべき一定の態度を規定しているからである。かくて、憲法の定める規範とその基礎たる理念とは密接な關係を有しているが、しかしそれ自身としては兩者は異なる二つものである。それ故に、憲法の定める規範の意味を明らかにするには、常にその規範の基礎たる理念を省みることが必要であるが、しかも規範の意味とその基礎たる理念の意味とを混同してはならない。新

憲法たる日本國憲法の解釈については特に注意を要するものがある。それは憲法とその基礎理念たる人類普遍の原理並びに自然規範との關係についてしばしば誤解されやすいからである。

### 二、日本國憲法と人類普遍の原理の意識的考慮

およそ憲法が、人類の國家生活に關する事項を國家全体の立場からみて規定すると共に、國內法としてその窮極的準則を定めたものである、という根本法たる事實からみれば、それが人間の國家的共同生活を根本的に規律するものであることは云うまでもないところである。しかし、人間の営む國家的共同生活はそれぞれの國家の自然的並びに歴史的事情によつて定まるものであるから、その國における政治の在り方も亦その國における自然的並びに歴史的事情によつて異なるざるをえない。しかるに、人間が物心両面を併せ有する自然的存在であるが、しかも社会的存在であり、且つ倫理的存在であつて実践的活動の主体である、という人間の本質に着眼して考察するときは、人間の國家的共同生活については、人間性に深く根を下した人類普遍の生活原理乃至理念のあることを、認めないといふわけにはいかない。その人類普遍の生活原理乃至理念が歴史の現実において現われる形態は、それぞれの國家の自然的並びに歴史的事情によつて必ずしも同一ではない。しかも、その現象形態の同一でないことは決して人類普遍の生活原理の存在を否定しうるもの

### 第二三四號 目 次

日本國憲法と人類普遍の原理

並に自然規範……………中谷敬壽(表紙)

危機と哲学の新局面……………大小島眞二(三)

学 内 報……………(五)

各種委員会……………新学長就任……………学位授  
與……………図書館学講習所特典附與……………学  
内人事異動……………本学千里山土地第一期  
工事着工……………ジェーン臨風被害

学 生……………(六)

陸上競技部……………軟式陸球部……………フエン  
シング部……………レスリング部……………ヨット  
部……………卓球部……………山岳部……………合宿地便  
り……………辯論部

校 友……………(七)

校友職域名簿抄(二)

海外彙報

パリ大学談柄……………T・M(八)

大学図書館新購入図書について……………

……………高橋盛孝(一〇)  
……………天野敬太郎

ではない。従つて、いずれの國の憲法も人類普遍の生活原理乃至理念を否定すべきではない。若し誤つてこれを否定するようなことがあれば、それは人間性に戻るものとして永くその生命を保持しうるものではない。

わが國における旧憲法たる帝國憲法も亦、決して人類普遍の原理乃至理念のあることを否定したものでなかつた。即ち人類普遍の原理乃至理念を基礎としてと解すべき個々の規定が、帝國憲法になかつたというわけではない。例えば、帝國憲法において保障していた國民の權利についての定めのごときは、一般に人間が國家においてかゝる地位を有すべきものであるという見地に立脚していたものであると解せざるをえない。たゞ帝國憲法では國家が人類普遍の原理に立つて憲法の規定を設けるということを明確に意識して、これを制定したものであるといわれたい。従つて、帝國憲法において規定されていた國民の權利についての定めは、そのこれを保障する精神においては新憲法たる日本國憲法と交りはなくとも、その保障する仕方方法においては未だ十分とはいえない憐みがあつた。しかるに、日本國憲法は、固より日本國家のおかれてゐる自然的並びに歴史的事情によつて、日本國民の國家的共同生活に關する根本的規範を明らかに意識し、しかもその際國家が人類普遍の原理を明らかに意識して、憲法の規定を人類普遍の原理との連りにおいて規定し、これが實現に意識的に力めてゐることは明らかなであるといわざるをえない。この事は、日本國憲法がその根本基調としてゐる主權在民の民主主義・絶対恒久の平和主義及び世界的政治道德の法則をば、いざれも憲法の前面において「人類普遍の原理である」としてゐることからも、更には又憲法の各本條において定めてゐるいわゆる基本的人權乃至自由權についての規定そのものからも、容易に且つ明らかにこれを知ることが出来る。

### 三、日本國憲法と自然規範の意識的考慮

前述のごとく人間が物・心両面を有する自然的存在であるが、しかも社会的倫理的的存在であつて實際活動の主体である以上、人間社會において人間が取扱われるにあたり自ら一定の規範がなければならぬ。それは人間の意識的活動の結果として存在するものではなく、当然の道理として自然に存在するものである。かゝる規範を自然規範と名づけ、人間の意識的活動の結果生ずる法規範とこれを區別しなければならぬ。かゝる自然規範によれば、人間は或る社會の一員であるときは、その社會に対して人間たるに必要なものとしてその意思を主張する力を有しなければならぬ。かゝる意思力を自然規範による自然権と呼ぶことができる。國家と國民との關係についても同断であるが、しかし、國家は右のような人間の自然権については、或はこれを自然規範の關係そのものとして放置しておくこともあり、或はこれを法規範としてとりあげ法上の權利として取扱うこともある。前の場合においてはそれは自然規範による自然権に過ぎないが、後の場合においてはそれは自然規範による自然権であると共に法規範による法上の權利となる。

旧帝國憲法において保障せられていた國民の權利及びそのこれを認める基本理念は、その根本においては日本國憲法の認めてゐる國民の權利及びそのこれを認める基本理念と同種のものもあつた。しかし、旧憲法において、國家がそれを自然の道理上人間として國家に対して主張しうるものであることを必要であると思つた、且つそれを憲法において法的なものとしたものであるか否かは、必ずしも明瞭ではなかつた。少くともその事は帝國憲法の條文そのものからは端的にこれを明らかにしえなかつた。しかるに、日本國憲法はそれが自然の道理によるものであることを基礎とすると

いうことを意識し、且つこれを明らかに示してゐる。即ち新憲法は國民が自然の道理上自然規範による自然権として國家に対して有する關係を明らかに意識し、且つこれを憲法規範による法上の權利として示してゐるのである。日本國憲法にいわゆる基本的人權乃至自由權というものが即ち是れである。

思うに、自然法的思想に基く天赋人權説に即ち基本的人權乃至自由權そのものは、法前のもの即ち前述の自然規範による自然権として存在するものと理解すべきものであつて、これを以て直に法上の基本的人權乃至自由權と解すべきではない。かくて、人間を社會の單なる分枝と見ずそれ自身完体的な獨立の生命体たる個体として尊重すべきであるという思想は、人間性に深く根を下した近代的人道主義に基く思想であつて、個人としての存在並びにその自由が國家より助けられないといふことを主眼とし、又進んでは個人が國家の行動を要求し、更には國家の行動に参加するといふ個人の獨立の地位を尊重し、これを自然規範による自然権として放置せず更に法的にとりあげて法上の權利とするという根本理念は、近代諸國における憲法の精神とするところであり、又今日における人類普遍の原理といわざるをえない。この事は、諸國の近代憲法によつてこれを實証することができる。たゞ法上の權利としての基本的人權乃至自由權が、自然規範による自由權に基くものであることを、憲法規範として意識的に表示しているか否か、或はこれを意識してゐるとしてそれが明らかにされてゐるか否かが、異なるに過ぎないのである。

### 四、人類普遍の原理並びに自然規範の比較憲法的考察

右に述べたように、近代憲法は根本において人類普遍の原理と自然規範とを考慮しているといふことができるが、これを各國の憲法について検討するとすれば

先ずアメリカの独立宣言をあげることができる。

一七七六年七月四日のアメリカの「独立宣言」(Declaration of Independence)は、その思想素識としてはイギリスの民主政治思想及びフランスの啓蒙思想の影響を看取することができるが、そのアメリカ式自由主義の政治原理を公式的に要約した右の宣言文には、明らかに人類普遍の原理と自然規範とを意識的に考慮しているということが出来る。曰く、「われわれは次のような諸原理は自明であると考へる。即ち、すべての人間は平等に造られ、各々造物主によつて他人に譲渡できない一定の権利を與えられている。これらの諸権利の中には生命・自由及び幸福の追求が含まれている。そして、これらの諸権利を確保するために人々の間に政府が作られる。政府の正当な諸権力は被治者の同意に基くものである。如何なる政治形態といふこともこれらの目的を害することがある場合には、それを變更し又は廃止し、彼等の安全と幸福とを實現するがため、最も適當と考へられるような原理に基礎をおき、又さういつた形式で以てその権力を組織して新しい政府を作ること、人民の権利である」と。この思想は一七八七年九月一七日のアメリカ合衆國憲法その後の増補及び修正條に明らかに意識的に考慮せられている。

次に、一七八九年八月二六日のフランスの「人權及び公民権の宣言」(Déclaration des Droits de l'homme et de citoyen)も亦、明らかに人類普遍の原理と自然規範とを意識的に考慮している。曰く、「國民議會を構成するフランス國民の代表者は、人の権利の無讒・開却若くは輕侮が公共の禍患と政府の腐敗との唯一の原因であることを考慮し、嚴重な宣言において、人の天賦の譲渡しえない且つ神聖な権利を規定することを決議し、以てこの宣言が社会團体の総員によつて終始牢記せられ、彼等の權利義務を絶えず回想せしめ

ることを期し、立法権の行爲と行政権の行爲とが各政治制度の目的に常に對比せられることを可能にして、これらが一層崇敬せられることを期し、且つ公民の主張が將來においては簡明にして論争の余地なき原理に基かしめられるが故に、常に憲法の維持と一般の幸福とに資すべきことを期す。これらの理由により、國民議會は上帝の前において且つその保護の下に、人及び公民に關する左の諸種の権利を承認し且つ宣言する。」と規定して、一七ヶ條に亘り人類普遍の原理と

自然規範とを掲げている。この思想は一七九一年九月三日の憲法(註・一七八九年の革命以來一六〇年間に憲法を變更すること十回有るに及んでゐるが)、一七九三年の第一次共和國憲法、一八四八年の第二次共和國憲法、一八七五年の第三次共和國憲法等に明らかに考慮せられた外、一九四六年の第四次共和國憲法の前文にも亦明白にこれを規定している。即ち曰く、「人間を隸從と墮落に陥れようと企てた体制に対して自由な人民が勝ち得た勝利の翌日において、フランス人民は、こゝに改めて、およそ人間は、人種・宗教・信條の如何を問はず、譲渡することのできない神聖な権利を有することを宣言する。フランス人民は、一七八九年の權利宣言の確立した人及び市民の權利と自由並びに共和國の法律の認める基本的原則を、嚴肅に再確認する云々」と。

又、一九三五年のフリッピン共和國憲法、一九四七年のイタリヤ共和國憲法、一九四七年の中華民國新憲法、一九四八年の大韓民國憲法、一九一九年の獨逸共和國憲法、及び、一九四九年の獨逸連邦共和國基本法(西獨憲法)等の諸民主國の新らしい憲法にも、人類普遍の原理と自然規範とを明らかに見出すことができるのみならず、更にいわゆる人民民主主義諸共和國の諸憲法、即ち、一九二四年の旧ソ連邦憲法及び一九四九年の改訂ソ連邦國憲法、一九四六年のユーゴスラ

ヴラヴィヤ連邦共和國憲法、一九四六年のアルバニヤ人民共和國憲法、一九四六年のハンガリー共和國憲法一九四七年のポーランド憲法的法律、一九四七年のブルガリヤ人民共和國憲法、一九四八年のルーマニヤ共和國憲法、一九四八年チエコスロヴァキヤ共和國憲法、一九四八年の朝鮮人民民主主義共和國憲法、一九四九年の獨逸民主共和國憲法(東獨憲法)等においてさえも亦、人類普遍の原理と自然規範に基く基本的人權に關する規定を見出すことができる。

なお又、國際人權宣言においては、その前文において、「人間社会の全員が有つ固有の尊嚴及びその平等且つ譲渡しえない權利を認めることは、世界の自由、正義及び平和の基礎となるものである」と、又、「この人權宣言をあらゆる國・あらゆる國民に達成すべき共通の標準とすべきこと」を宣言規定して、明らかに人類普遍の原理と自然規範とを意識的に考慮している。

### 五、む す び

かくのごとく、近代憲法は人類普遍の原理と自然規範とを憲法自ら明文の規定を以て認めていると否とを問はず、その根本においてはこれを考慮しており、沿革上自然法的思想に基く基本的人權乃至自由權を憲法規範としての規定の中に含んでいないものはない。新憲法たる日本國憲法は、前に一言したように自然規範に基く自然權を人類普遍の原理との連りに意識的に考慮して、これを法上の權利として認めているが故に、憲法の認める基本的人權乃至自由權に關する規定の規範的意味を明らかにするにも、常にそれによつて實現しようとする憲法の基礎理念たる自然規範を省みつゝしかも又それが人類普遍の原理に連るものであることに留意しながら、これを分別して明らかにするといふ態度を失つてはその正しい規範的意味を正確に捉へることをえないであらう。(昭和二五、八、二〇)

# 危機と哲學の新局面

大小島眞一

(一)

現代は「人間」線が入つて「Aufgehoben des Menschen」に、その最大の特徴があると言はれる。換言すれば人間が自己の主體性を喪失し自己の生活を破壊させ、自己の存在の矛盾より来る絶望と不安の内に苦悶し、呻吟している人間存在の破壊の危機的状況にある。それは個人の、社会の、政治、經濟、學問、藝術等の文化の破壊の危機にあることを意味する。かゝる危機的様態は現代に於て刻々深刻の度を加えて來てると叫ばれている。この危機の把握は、周知の如くニヒリズムと結び付くものである。元來絶対否定の立場たる虛無主義、即ちニヒリズムは、理論的なるものは眞理の認識の可能性の否定であり、倫理的なるものは行爲の價值と規準を、政治的なるものは各形態化する社会機構の秩序を否定するものである。尤も然しニヒリズムは只極度となつた懷疑論、或はその支持が不可能なることが明瞭となつたため、固執された強斷論に對抗する反動論であることが屢々あるが、現代のニヒリズムはキェルケゴールとニイチエに因襲があり、前者では絶望の形で表現され、後者の許では神の死による價值轉換として表はされる。即ち権力意志、その実現としての超人の理想を設けるニイチエは、ニヒリズムをキリスト教的時代の俗物哲學から必然的に生ずべき状態と称し、それは従前の現実的存在に就ての價值否定的解釈であり、デカダンスの表現である。従つてニイチエは價值的ニヒリズムとして凡ゆるこれ迄の價値の急進的なる拒否を敢てして、このニヒリズムの克服により新しき價値体系への道を創らんとするものである。

現代の危機が自覚され、原理づけられる時にそれは危機の哲學となるが、F・ハイネマン(Henne mann)がその著「哲學の新しい道」(Neue Wege der Phi-

losophie 1929, 366ff.)に於て、一八七〇—一九二〇年の頃がこの危機の哲學の刻印が強いと云い、我々がそれに於て在り、我々がその跛体であるところの哲學は危機の哲學に他ならない。その哲學は外から選ばれ且立派に完成された状態の世界観でなく、解体されつゝある建築物の現在の状況の表現であり、それは断絶の哲學であり、自己の不確定性自体の最も内なる諸問題から規定される立場なき哲學である。その哲學はそれ自体が克服せんとする破壊によつて支配されることによつて把握される。父祖を抹殺し、眞の存在のために、即ち眞に生るために力の限り戦ひのこのゼネレイションの宿命である。かくて危機の哲學の様相から時代の新しき階層が生ずると主張している。要するに危機とは決定的轉回を迫り行く状態であると規定し得るならば、この危機の超克のために如何なる決定的隣間を行動的決意を以て選びとるかば我々に與えられたる最も重大なる課題である。

(二)

帝政ロシアに生れ、ペトログラドの大学に於て社会学を創設し、革命の際逃れて後、現に北米の大学で社会学を講じてゐるド・A・ソロキン(Sorokin)は、最近「人間性の再建」(Reconstruction of Humanity 1943)なる著書を出して、それが彼の大著「社会的文化的動蕩論」(Social and Cultural Dynamics)の第四卷に「基本的問題、原理及方法」(Basic Problems, Principles and Methods 1941)なる標題が附せられている。彼は現今の諸方面の調査者に等閑視されてゐるが如き、最も廣範圍に亘りての歴史的なる視野を社会学に齎らしたと評されている。先に出された「現代の危機」(Crisis of Our Age)は前述の「動蕩論」の要約であると云はれてゐる。

彼は各民族の文化の諸分野に就て豊富なる資料に基

つき調査し統計的に其の動向を捉え歴史的に文化の諸形態を規定し、その類型は三大別されるとする。即ち理想化的時期(Idealistic period)、理想主義的時期(Idealistic period)、感覺的時期(sensate period)であつてそれは歴史的に螺旋上の發展に於て繰返され、その最も價値ある段階は第二の理想主義的時期であるとされ、現代は感覺的時期に相當する。然し西欧の文化と社会の現状はその「感覺的組織の崩壞の始まりの悲劇的なるスペクトルを示すものとして、そのカタストロフイの危機的現象を次の如く分析説明している。

- 1、「感覺的」諸價値は愈々相対的分裂的になり、あらゆる普遍的承認と結合力を欠いで塵芥の如きものに墮する。眞と偽、正と邪、美と醜、價値肯定と價値否定の間の境界線が撤去され、それが進んで、精神的道德的美的社会的無秩序が圧倒的になる。
- 2、これ等増大する分裂的なる「感覺的」諸價値は人間自体を含めて、一層劣悪となり、感性的物質的となつて、あらゆる神聖なるものは、社会的なるものゝ意味が奪はれる。かゝる價値は社会文化的汚水溝の中に沈澱し、建設的よりも破壊的に作用し、全体として社会文化的病理学的の博物館となつて、神の國の不滅の價値を現わさない。かくて物質的「感覺的」心性或は意識的態度は、人間及び凡ての價値を物理化学的に、生物学的に、條件反射的に、經濟学的に、行動学的に、心理分析的に、機械論的に、原子、電子、粒子の世界として解し、結局、人間をそれ等の分子、電子の巨大なる網の目の内にひつかつた人間ロボットと見るに至る。
- 3、凡ゆる人間の價値は分裂して、純粹の權威をもつて、人類の心を結合させる輿論と世界の良心は喪失し、この場所に野蠻な破廉心の党派の反対の意見と強圧力をもつた集團の擬裝した良心がとつて代る。
- 4、善意ある人々の信頼と信用にもとづく契約と習俗はその結合力をなくし、その崩壞と共に、善意ある人々の協力にもとづく契約上の民主主義、資本主義及自由なる人々の自由に結べる社会は一掃されてしまふ。
- 5、野鄙な暴力と冷笑的皮肉な欺瞞行爲が、すべて

の價值とすべての個人的關係及團體間の關係の唯一の裁決者となる。絶対權力が正義となり、その結果戦争革命、反乱、騒動、野獸的行爲が屢し、猖獗を極めホップスの云ふ *Belium omnium contra omnes* の如く、人は人と敵対し、階級は階級と、國民は國民と民族は民族と敵対關係に入る。

6、自由は多数のものにとりて、單なる夢の如き神話となり、勢力ある少数のものによる拘束する処なき放埒が、それにとつて代はり、奪うべからざる權利は奪われ、權利の宣言は壞たれるか、高圧に對する美名としてのみ使はれる。

7、政府は慈々老衰れ、無力、敬肅の且庄倒の專制的となり、パンの代りに爆彈を、自由の代りに死を、法律の代りに暴力を、創造の代りに破壊を興える。そして慈々短命、不安定で、轉落しがちになる。

8、夫と妻、親と子の神聖なる結合としてあるべき家族が分裂し、離婚と別居が増加し、社会的に神聖化された結婚と背理的性的結合の差がなくなるようになる。子供達が漸次早期に両親の許から離れる。かくて家族の主たる社会文化的機能が衰退し、家庭は單なる男性と女性の偶然なる棲家となり、單なる性的結合による夜を過す場所となる。

9、現代の文化の「感覺的」物質的体系は漸次形態なき文化のダンピングの場所となり、不消化の文化的要素の折衷によつて色混せ、何等の統一もなくなる。

10、文化の創造性は減退し、弱小化し、ガリレオやニュートンの如き、ライブニッツやダーウインの如きカントやヘーゲルの如き、バツハヤベーターゼンの如き、シエクスピヤやダントエの如き、ラフアエロイレンブラントの如きは、凡庸なる多数の偽のつまらぬ理想家、科学者、画家、音楽家、文学者に代り、單なる模倣し、模倣、折衷をこととする輩のみが増える。道德的定命命令の場所に利己的便宜主義、頑迷、敬肅と強御の分裂的學藝的なる章句がとつて代る。又基督教の如き文化宗教が未熟なる魔術的信仰や無智なる迷信に混和されて、断片的なる科学や、哲学の最も極悪なる多量の混合物によつて置き代えられるに至る。

11、増大する道德的、精神的且社会的無秩序と物質的「感覺的」心性の創造能力の減退に於て、物質的諸價値の生産の減少、不景氣の進行と生活の物質的標準の低下が顯著になる。

12、上述と同じ理由から人生及び所有物件の確保は弱体化し、心の落着と幸福を消失し、自殺、精神的疾患、犯罪の増加、又疲労困憊感が大多数の人々の上に披がつてゆく。

13、人々は増々二つの類型に分たれてゆく。即ち明日の死に面して、絶望的利己的なる享樂にふけり、餓み喰ひ、性愛に溺れ、時として又かかる感性的價値に反目し且無頓着で、ストイックで、禁欲的である場合もあるが、何れにしても病的なる道德的頹廢となる。

(上記 Dynamics VI 75ff)

以上はソロキンの社会的文化的動態の批判的分析による現代文化の破局に至る危機的様相の病症診断と見らるべき項目を紹介したのであるが、彼の解決は稍々觀念論的一面的であり、傳統の權威を重する宗教の偏重の嫌あり、人間、社会及文化の發展の経路が余りにも圖式的概念的に扱えられている憾みはないではないが、彼は單なる社会主義者でなく、視野が極めて廣く、そして我々が直面せる破局を如何にさげられるか、そして創造的且平和なる世界建設を説く予言者の哲学者の趣が強い。バーンズ教授が、ソロキンと A. J. トインキー (Toynbee) 「試験に立つ文明」 *Civilization on Trial* の著者(は我々の時代の聖オーガステインの双生児であると云つてゐるのは必しも過言でないかも知れない。

(三)

K. レーヴィット (Lowith) が、雑誌「Social Research, September 1948」に於て、「ハイデッガーと実存主義の背景」(Heidegger and the Background of Existentialism) なる論文を掲載しているが、彼は嘗つてのハイデッガーの弟子であり、彼の著ある著書によつても師の正しき理解者であることが分るが、この論文に現下の哲学思想の新局面に就ての示唆に富める解釈が含まれている。

彼はその中で説いているが、我々がおかれ、且直面

している現下の危機的歴史的位置に關する眞の問題と論点即ち、我々の存在の本質たる実存の「偶然性」又は「有限性」或は「不安」「絶望」又は「憂慮」の如きヤスバースの云う「限界状況」なるカテゴリーを中心として表現する哲学は、独のハイデッガー、ヤスバース、佛のサルトルを代表とする実存主義の哲学、或は実存哲学であつてその唯一の強力な敵手はアカデミックなる哲学の諸流派からでなく、カトリック教会とマルキシズムからであつた。このことは前時代の信念や安定の解體と破局に直面する現代の危機的狀況にあつて要求される哲学の新局面に於ける実存哲学の歴史的作用を表明するものであると筆者は常に思つてゐる。

実存哲学は究局的論理によつて、世界にある現代の人間の實存の基本的形式を形成してある故に、実存哲学の流行は單なる流行以上のものであるとレーヴィットが云つてゐるのは首肯できる。何となれば我々は意識的か否かの存在はあれ、現代の如き破局的危機にあつては当然人間存在の究極の在り方を問題とする意味ですべての人が実存主義者であると云えるからである。然し実存問題の究明の方法はレーヴィットの云うが如く、ヤスバースよりハイデッガーがより根源的であり近代である。ヤスバースはその「実存の解釈」のように、実証科学の客観的知識を前提とし、相對化し更に傳統的な客観的超驗性的形而上学の復活を意圖しているようである。そして「存在と時間」に於て明かである如く存在そのものゝ解釈に對するハイデッガーの存在学が、思想の緊密な統一につらぬかれ人間存在の基本的分析から出発しているに對し、ヤスバースの哲学は「哲学三卷」に於て示さる如く(一)客観的世界に於ける定位、(二)実存への呼びかけ、(三)超驗性の探究という三部分から構成されている。後の二つの概念は人間の「魂」とその「神」に對する關係なる傳統的形而上学的觀念を反映している。ハイデッガーは、永遠、無限、完全を志向するが如き、傳統的形而上学の一切の企圖を拒否し、その代りに特殊な具体的人間存在と存在一般とを時間の地平に於て理解

(以下表紙三頁へ)



# 學内報

## 各種委員會

茲に諸種の委員會が設けられ、密附行為改正委員會、密附委員會の各委員の決定を見たことは既報の通りであるが、今般更に学内の諸建築については五名、卒業学生の就職斡旋については十三名、学内人事については八名の委員が定められた。

因に建築委員會委員は、石原孫市、關盞馬、神忠雄、中務平吉、村尾靜明の五氏

就職委員會委員は、山田松太郎、春原源太郎、八島治一、織田佐代治、渡辺正人、大小島眞二、加藤昌秀、賀屋俊雄、福島四郎、藤谷謙二、水谷操一、久松鹿治、森川太郎の十三氏

人事委員會委員は、木下清一郎、西本寛一、大月伸、和田豊二、桂忠雄、神宅實壽恵、浪江源治、宇佐美正祐の八氏

## 新學長就任式

岡野新學長の就任式は、新学期の開始に伴い、九月十八日(月)天六短期大学及専門部に於いて、同月二十二日(金)千里山大学部に於いて行われた。

## 學位授與

予てより學位論文提出中だった三谷教授(経済学部)は、此のほど教授會を通

過し、左記の通り頭書の學位を授與された。

経済学博士 教授 三谷 友吉  
昭和二十五年八月八日附  
尙九月十九日(火)千里山学舎学長室に於て、理事長、四学部長等立会の上、学長より同教授に學位記(本学學位記第六号)を授與した。

## 圖書館講習所修了者に

### 特典附與

本年四月圖書館法の施行に伴い、公共圖書館の司書及び司書補となるには一定の資格を要することになったので、現在圖書館に在職する人々に其資格を得させるため、文部省では本年より向ふ五ヶ年間に限り圖書館に關する合計十五單位の認定講習を行うことになつて居る。

之に關し本学圖書館講習所昭和二十四年度修了者に講習科目中、圖書館実務圖書館法、圖書分類法、圖書館史について夫々一單位、從つて所定十五單位のうち四單位の修得認定が與へられることになり、九月六日附官報を以て告示された。

## 學内人事異動

學長 岡野留次郎  
昭和二十五年七月二十九日附関西大学大学院部長に兼補する。

## 本學千里山住宅地

### 第一期工事着工

選に京阪神電鉄会社より本学教職員の

厚生施設及学生寮建設のため買収した九千坪の土地(千里山終点より徒歩約十分)は、池あり丘あり森あり風光明媚の靜寂な環境で、教職員、学生の研学及び保健上申分のない住宅地であるが、この程態々着工することに決定し、其の第一期工事分の整地に着手した。

## ジエーン颱風被害

去る九月三日(日)のジエーン颱風によつて、本学に於いても千里山学舎、天六学舎共相當の被害を蒙つた。  
千里山学舎では威徳館、大学院、尙志

館、体育館、以文館(クラブハウス)等の屋根瓦剝落し、校庭の樹木で倒壊したり折れたものが相當ある。また天六学舎でも板塀、鉄扉等の大破、根屋瓦の剝落したものが多数にのほつている。被害総額は概算式百五十拾万四程である。  
尙この対策は建築委員會に於いて審議し、目下復興工事は着々進捗中である。

城内睦氏(前経商事務課勤務)八月二十二日病氣のため死去。尙、氏は大正十四年より本校に勤務され勤続二十五年である。



新博士 經濟學士 三谷友吉教授

明治三十五年七月二十二日広島縣沼隈郡水谷村に生れる。東北帝國大学法文學部選科に入學し、後に本科に編入、昭和七年三月同学部經濟科を卒業。同年四月大阪商科大学研究科に入學し、堀経夫博士の指導の下に經濟學史を研究。その後、関西学院高等商業学部講師を経て、昭和十四年四月関西大学講師を嘱託せられ、商業政策、独逸語を担当。昭和十六年四月より関西大学豫科に於て經濟を担任。昭和十七年四月関西大学教授に任ぜられ、大學豫科勤務を命ぜられる。昭和二十二年四月同大学經濟学部勤務を命ぜられ、經濟學史を担当。昭和二十三年十月よ

り二十四年九月まで經濟学部長。昭和二十四年九月同大学經濟学部學位論文「資本利子論の研究——ポエム資本利子論、その發展と適用」を提出、昭和二十五年六月末同学部教授會を通過、八月八日經濟学博士の學位を受ける。

## 譯書

ウンゲル著現代經濟學概観(昭和九年)、ウイクセル著國民經濟學講義上卷(昭和十三年)、下卷(昭和十四年)、ベルグマン著國民經濟學的恐慌學說史論(昭和十六年)

## 著書

ポエム資本利子論の研究(昭和十七年)、近代經濟學史(昭和二十四年)、資本利子論の研究——ポエム資本利子論、その發展と適用(昭和二十五年)

論 文 若干



## 學生

### 陸上競技部

全日本学生陸上選手権天皇杯(千葉市)  
八百米決勝 一分五十七秒八 田尾君  
三段飛 第二位 玉江君

### 軟式庭球部

西日本庭球選手権 (中モズ)  
団体対抗 関学—本校 負

個人戦ダブルス 小川、中井組 優勝

### フエシング部

全関西新人対抗 (YMCA)  
個人優勝 ホイル 木村君

### レスリング部

日米対抗戦 甲子園戦 (甲子園球場)  
フライ級 押立 判定勝 クリステン

セン

### ヨット部

全日本学生選手権  
予選にはB組で優勝、決勝、二、三回戦に惜敗 総合得点七八・五で第五位に落ちた。

### 卓球部

マ杯戦には山根君が大坂代表に参加、決勝に於て東京側に六―三で敗れた。学校対抗試合は同志社体育館に於いて開催準決勝まで勝ち進み  
慶應と対戦し惜敗した。

### 本学 二―三 慶應

引續いて行なはれる主なる対抗種目は次の如きものである。

八月二十五日 豊川市学生軟式庭球選手権  
八月二十六日 福山市西日本送球選手権  
八月二十七日 金沢市学生陸上東西対抗  
八月二十七日 花園全日本フエシング  
選手権

### 山岳部

前号既報の山岳部夏期リクレーションは、発表と同時に学内で非常な反響を呼び、多数の参加希望者あり、松原教授平井学生課長も参加  
七月二十五日 午後七時五十分大阪発  
七月二十六日 富山駅着 直ちに粟巢野  
称名滝を経て弘法小屋にて宿泊  
七月二十七日 小屋出発 天狗平 地獄  
谷温泉を経て剣沢着、こゝに基地を設  
営 御前小屋に一泊  
七月二十八日 早朝より剣山、立山を踏

破して五色ヶ原に一泊  
七月二十九日 この日は五色ヶ原の高山植物原に一日遊び、立山温泉に宿泊  
七月三十日立山温泉を出発 富山を経て翌三十一日無事大阪に着着した。  
別班は、更に引續いて松本市に出て、細野を経て白馬岳、杓子岳、鎗ヶ岳、穂



五色ヶ原に憩う一行

高、鹿島、上高地等を踏破し、八月十五日  
日帰阪 参加者八名

### 合宿地便り

○相撲部 和歌山より招待合宿練習を七月十一日より同末日まで、最後に練習試合を行つて、和歌山市に本学相撲部の偉容を紹介した。引續き八月十七日よ

り二十五日迄高野口で合宿練習を行つた  
○軟式庭球部 徳島市で合宿、連日、西の丸コートで猛練習を積み徳島軟庭クラブと親善試合を行つた。  
○フエシング部 徳島市拳法道場で合宿、先輩山口氏の指導に全日本選手権に備へ猛練習を行い成果を挙げた

右の二部は八月三日から八月十日迄の期間であつたが、在徳本学出身先輩の多大な後援に、よく関大校風を守り、好感を持たれたのは何よりであつた。

○パドミントン部 神戸YMCAに合宿誕生まだ時日の浅い当部の爲に猛練習を行つた。

○サツカー部 八月二十四日より末日まで、荻谷市で合宿練習

○レスリング部 八月十八日より二十八日まで 香川縣、三本松

○ラクビー部 八月十三日より二十五日まで 岡山縣、津山

○クリークラブ 七月二十三日から末日まで ビワ湖畔、青柳ヶ浜で合宿練習を行い、大いに声量を豊富にして帰つた。

### 辯論部

七月十五日より二十二日迄 三班に別れ地方遊説に出た。第一班は三重縣下第二班は石川縣下 第三班は和歌山縣下のそれ〴〵各地で好評を拍し、續いて、八月二十二日より九月九日まで、大阪府下、市内に於いて、雄辯大会を開催



# 校友

## 和歌山縣支部

去る七月十五日(土)和歌山縣支部では總會を開催、先輩各位の熱心な後援によつて非常な盛会で、役員の変更後過ぎし日の思出、天六風景、千里山嵐、鯉の滝上り等学生時代の懐旧談に話が湧き、我が國大の力強さを思わせるものがあつた。

- 向改選役員別項の通り
- 支部長 高垣善一 副支部長 酒井正種 幹事長 有ノ木芳松 副幹事長 林將典 和田茂男 會計幹事 宮本嘉藏 新谷幹夫 常任幹事 橋寛 藤原新九郎 村田時久 國部 偶 幹事 池田泰道 正田義春 小堀欣二 木下榮繁 山上鎮彦
- 支部所在地 和歌山市十一番丁八 宮嘉洋品店內

## 校友職域名簿抄 (二)

昭和二十五年七月現在

校友名簿刊行に魁け原簿を各職域別に御紹介することにしました。就いては知友の御住所移動等について知悉の向きは御面倒ながら校友會本部に御一報下さいませ。原簿の一應整理出来たものから順次掲載します。尙現在整理中のこととて不備の点等に付て御氣付の節は渉外課へ御教示願ひます。

大阪府廳(統)		和歌山縣支部		法務府特別審査局近畿支局		大阪國稅局		東稅務署		南稅務署		浪速稅務署			
商工第一課主事	平田 義一	昭一〇專法	高橋 貞雄	昭七專經	局長	織田 佐代治	昭一四大法	大縣事務官	安田 希典	昭一一大法	荒川 眞彦	昭一六大商	大縣事務官	棚橋 且高	昭一四四甲
商工第一課主事	山本 博通	昭一五大商	須川 芳雄	昭九專經	第一課長	中村 貞次郎	昭一一大政	大縣事務官	柴田 忠雄	昭一六大法	野村 光三	昭一五專經	大縣事務官	滝本 豊作	昭一八四甲
權度課技師	上田 三子郎	昭九專商	武輪 好夫	昭九專法	第二課長	丸野 智	昭九大法	大縣事務官	西村 香	昭二三大法	栗原 朝生	昭二三大法	大縣事務官	山本 鐵雄	昭一九專法
權度課技師	東野 清美	昭一四〇〇〇	前田 俊一	昭一〇〇〇〇	第三課長	田畑 昭雄	昭二四大法	大縣事務官	了方 知巳	昭一六專法	佐野 榮三郎	昭二四大經	大縣事務官	塩見 龜	昭二二大經
權度課技師	高田 政雄	昭七專法	岡 悦三	昭四〇〇〇	第四課長	吉田 龍三	昭九專法	大縣事務官	阪本 正晴	昭一八專法	淺田 達雄	昭二四大經	大縣事務官	池田 明一	昭二三專商
權度課技師	若光 明	昭一七〇〇	立石 晴男	昭七四大經	第五課長	藤井 高茂	昭一〇大法	大縣事務官			東 昭吉	昭二三專商	大縣事務官		
權度課技師	花谷 猛	昭五〇〇	辻本 重雄	昭一〇大法	第六課長	萩原 公	昭一七大法	大縣事務官					大縣事務官		
權度課技師	小島 孝	昭五〇〇	喜多省三郎	昭八中退	第七課長	芳賀 慶治	昭二二大法	大縣事務官					大縣事務官		
權度課技師	平山 義明	昭五〇〇	森島 包光	昭五專文	第八課長	中西 彦一	昭二四大法	大縣事務官					大縣事務官		
權度課技師	鳥丸 忠志	昭一三專法	山下 小次郎	昭八〇〇法	第九課長	松井 辰夫	昭二三大經	大縣事務官					大縣事務官		
權度課技師	樋口 清	昭六〇〇商	村上 良藏	昭一〇〇〇法	第十課長	淺田 米太郎	昭九專法	大縣事務官					大縣事務官		
權度課技師	樋口 直政	昭七〇〇法	河野 巳代彦	昭一五〇〇經	第十一課長			大縣事務官					大縣事務官		
權度課技師	溝淵 直政	昭七〇〇法	植田 宏	昭一八〇〇經	第十二課長			大縣事務官					大縣事務官		

パリ 大學 談 柄

私は学生時代から外國語実習の積りで外國人と通信する習慣を持つていたがその習慣が遂に一生の習慣となつて今日もなお外遊中の知人殊に交遊の深かつた人々と通信を続けております。この習慣のお蔭で外國の友人と古きも新しきも常に消息の交換ができ、このことが今では寧ろ楽しみの一つとなつた位であります。尤も戰爭中は外國との通信が不可能であつたが通信の禁止が解かれるや否や直ちに出版、久闊を叙し併せて消息を求めた次第であります。これに対し既に余程以前から返書に接したが、つい数日前にもフランスの一婦人から長文の手紙を受取りました。この婦人というのはパリ法科大学教授故アンリ・カピタン(Henri Capitant, 1865-1937)の未亡人でありませう故教授は民法学者として世界的に有名であつて多数の著書があるが就中アンブローズ・コラン(Ambroise Colin)との共著(第三巻以下ジュリオ・ド・ラ・モランデイエール参加)「佛國民法要義」(Cours Elémentaire de Droit Civil Français)並びにその監修にかゝる「法学辭典」(Dictionnaire Juridique, 1930-1936)は名著であります

なお同教授はフランス学士院の会員であり学界に対する貢献は頗る大なるものがあります。嘗て日本にも來た事があり、わが國には好感を有していた人でありませう。カピタン夫人の書中にはパリ法科大学諸教授の消息が傳へられているが、それらの諸教授は私も個人的に皆知り合ひであるから一層思い出深く読んだのであります。今その手紙を主とし最近他からも得た報導を従として彼の國の大學に關係ある知友の近狀を傳へ度と思ひます。先づカピタン一族の話から紹介しましょう。この一族中には大學の教授が二人もあり(パリ法科大学ではないが)その中の一人「長男のルネ・カピタン(René Capitant)氏は第二次歐洲大戰當時から政治に關係し所謂「ド・ゴリスタ」(de Gaulle)として活躍、ド・ゴール政府の文部大臣として文政に手腕を振つたが現在はやはり大學の講座を保持しながらパリ選出の代議士であります。同氏はフランス人には珍らしく五人の父親であります。(写真参照。女婿のルイ・ツロタヌ(Louis Torabas)氏はエツキス法科大学における行政法の教授で

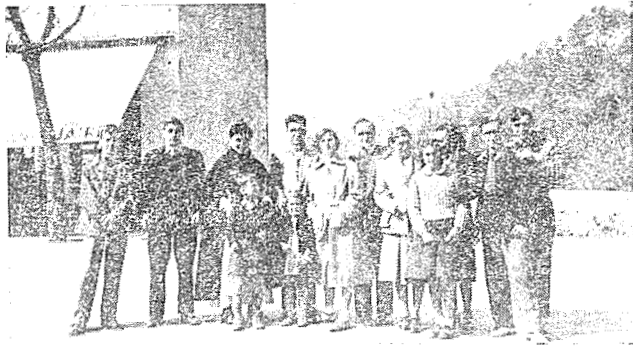


向つて右 ラ・ソルボンヌ 左 コレージュ・ド・フランス

あると同時に同大學と密接な關係にあるニース法学研究所(Institut d'Etudes Juridiques de Nice)の創立者であり又その所長を兼任してあります。このニース法学研究所は一寸變つた組織でわが國法律学の研究上から見て大いに参考になると思ひます。先々月ツロタバ教授から同研究所に關して簡單な情報を得たが不明の点があるので更に問い合せ、若し私の想像する様な機関であれば改めて紹介したいと思ひます。なお同教授は今秋行はれる大學教授資

格試験(Concours d'Aspirant)に公法部門の試験委員長に選定されているとのことでもあります。さて次に故カピタン氏の同僚であつた二三のパリ法科大学教授の近狀をお傳へしましょう。先づ故人と極めて昵懇でありしかも同じアパートに住んでいたバードヴァン(S. Baudouin)名譽教授に就いてであります。同教授は國際法の大家として有名であり現在はオランダのハーグにおける國際裁判所(Cour Permanente de Justice Internationale)の裁判長であります。氣の毒な事には先般の大戦中二子を亡くし一人は中佛モルヴァン縣の別荘でゲシュタポによつて暗殺の悲運に遇つたのであります。なおバ教授の長女は父に倣い國際法の學究であり、代議士ポール・バステツド(Paul Bastid)氏に嫁し自らはパリ法科大学の教授としてシベール教授と共に國際公法の講座を担当してあります。女性にして大學の教授であるといふことは少くとも歐洲では異例に屬します。ここで一寸附言して置きたいのは嘗て本大學々長であつた、故織田萬先生が九ヶ年の長きに亘りこの國際裁判所の判事であつたことでもあります。次はアンリ・トリュツシー(Henri Truchy)のことでもあります。同氏はパリ法科大学の教授として永年經濟學を担当してまいりました。同學の故を以て私は至つて懇意であつたが去る六月下旬八十六歳の高齡を以て天壽を全うしたといふことでもあります。誠に哀悼の念禁じ能はざるものがあります。同教授は極めて温厚篤実な學究であつ

たが教場では相当嚴格であつて学生間ではラズール (Rasaur) やかまし家の意と呼んでいた位であります。ソ教授は生來あまり頑健ではなかつたが割合長命であつた。因に高齡を保ちしかも同年(一八四七)生れの世界的に有名な三人の經濟學者であります。即ち私の恩師シャルル・ジイド(パリ大学は八十五歳、私がいろいろ教を受けたジョン・ペーツ・クラーク(コロンビア大学)は九十一歳、そして又文通の知人カルル・ビュヒャー(ライプツヒム大学)は戦争の爲晩年の消息は詳かでないが少くとも九十歳前後まで各長壽を保つた一休經濟學者と云うものは長生きをするものでしょうか? 次いでジュリオ・ド・ラ・モランディエール (Julio de la Morandiere) 氏に就いてであります。同氏はパリ法科大学教授であり一昨年來選ばれて学長 (Loyen) となり今日に至つております。これ亦民法の大家であつて一九三四年日本に来て二年間東京日佛會館々長の職に在り日本好きな學者であります。去る四月に受取つた同教授からの書簡にも、祖國再建に助む日本人を称し再び訪日の希望を述べ、その希望実現の暁には貴大学(本大学)をも訪ねたいなどと親しみ深く書いてありました。尙同書面によればカピタン教授と親交があり同時に又私の知り合ひでもあるジェーンズ、アフタリオン、リスト、リベール等は既に引退しベタン政府の文部大臣であつたり、ペール氏を除き他の諸氏は皆名譽教授に推されいづれも健在であるとのこと又パリ法科大学は現在五十四名の正



カピタン教授一察

教授を有しているとのことであります。カピタン夫人の書簡中に尙一教授の訃報が伝えられてあるのは、痛惜に堪へません。それはパリの法科大学ではなくリオン法科大学の学長でありやはり民法就中契約論の權威であつたルイ・ジョスラン (Louis Josselyn, 1865-1932) のことであつて既に八年前仙逝したとのこと、此処に深く敬弔の意を表します。

ことのついでに諸君の参考としてフランスにおける大学につき一言しましょう。フランスには私立大学とい

うものは無く全部国立大学であつて全フランスを十七大学区に分ち各大学区に一大学があるから、つまり十七の国立大学があるわけです。そして大学区の長をレクター (Rector) と称し同時に大学の長をも兼ねてゐます。大学は二学部乃至五学部を有しているが、その中パリ大学は最も古く最も大きく最も有力な學者と、そして最も多くの學生を擁し五学部即ち法学部 (Faculté de Droit) 又は Ecole de Droit、医学部 (Faculté de Médecine)、文学部 (Faculté des Lettres)、理学部 (Faculté des Sciences) 及び薬学部 (Faculté de Pharmacie) より成つてゐます。我國でパリ大学即ちソルボンヌ大学と思つてゐる人が少なくないやうであるがそれは誤りであるから一寸注意しておきたいと思ひます。元來ソルボンヌといふのは一二五三年國王サン・ルイ九世の王室付説教僧 (Chapelain) ヌベール・ド・ソルボン (Robert de Sorbon) がその弟子に神学を教へるために私費で一小教舎を建てたのが、そもそもの濫觴であつて、当時之を創立者の名をとつてソルボン学校 (Collège de Sorbon) と呼び略してラ・ソルボンヌ (La Sorbonne = La Maison sorbonne) と称した。年と共に発展し、その名声全歐にひびき遂に神学研究の中心をなすに至つた。一六三五年より一六四二年に亘りルイ十三世の宰相でフランス文化中興の祖と称せられるリシュリュー大僧正によつて拡張改善され更に一八八五年より一九〇一年に至る十六年間を費し建設されたものが現在新装のラ

・ソルボンヌであります。実に壯大な構えで其面積二万平方メートルに及び本館西入口を入るや三千席を有する円形大講堂があり、かのシヤヴァンヌの筆に成る有名な畫壁「聖林」(Bois Sacré) は文、詩、辯、樂、史、教、理等の諸學を表徴し、その優雅にして壯重なる実に筆紙に盡し難いものがあります。今日このラ・ソルボンヌの中にあるのは文学、理学の二学部のみであつて、他の三学部はラ・ソルボンヌと關係なく所謂學校街カルチエ・ラタン (Quartier Latin) に散在してゐます。このソルボンヌ一郭の東隣りに有名なフランス自由大学であり又その南裏がパリ法科大学であります。最後に尙一言したいのは私が常に我國にも是非欲しいと思つてゐるフランス自由大学 (Collège de France) のことでもあります。この大学は一五三〇年「文芸の父」(Père des Lettres) と呼ばれた國王フランソワ一世の創立にかゝるものである。即ち王は当時パリ大学が中世に於ける所謂四學方能主義 (Quadrivium) の如く神學、法学、醫學及び文学の四学部を擁して學問を独占し、その特權を恣にしたのを憂ひ、これに対して學問研究の自由並びにその普及を目的とし公開 (Publicité) 無料 (Gratuité) 自由 (Liberté) のモットーを掲げてこの自由學府を創設したのであります。フランス文化の華が開き初めたのは実にこの時代からであります。教授には一流中の一流學者を集めその聽講は全然自由であり試験も無ければ免狀も出

(以下へ表紙第三頁上へ)

# 大學圖書館新講入圖書について

教授 高橋盛老

一 外交家某氏(特に名を漏す)の御蔵書が、御一家の御好意と、石浜先生の御斡旋と、宮島理事長以下理事諸彦の御英断と、森川館長、天野司書以下館員諸兄の御骨折とによつて、幾つかの競争者を出しぬいて本学図書館の有に贈した事は、私共の望外の喜である。

二 同文庫は、近く書架に納り一般に公開されるが大体四つの目に分けて見てゆくのが便利である。

第一類 外交関係特に近世英露関係のものが多し。之は外交、國際法關係の教授から紹介があろう。

第二類 中亞並にアジア全般(ときにアメリカ、アフリカにも及ぶ)の地誌、旅行記、調査報告、これはなか／＼よくまとまつて居て、私が主としてのべやうとする部分。

第三類 モリエール全集(英佛対照) 其他趣味の書、

第四類 漢籍類、通常のもの大部分であるが、いずれも本学には有難いものばかり。金石関係のものは目下特に得難い。保存は最上、これは洋書についても云えることで、叮嚀にカバーを施して説

まれたらしく、五十年前の本でも眞新しいようなものばかりである。前蔵書家の御たしなみの程がしのばれる。この漢籍類は、すべて寄贈されたものと聞く。御好意を拜謝する。

### 三

今、目にふれたものから順序なく紹介して行こう。

リヒトホーフエン支那

卷一、一八七七 序説(ベルリン版)

卷二、一八八二 北支篇

卷四、一八八三 支那古生物学研究

著者自身の筆になるものはこれだけである。

卷五、一九二一 支那古生物学研究補遺及地質史

フレヒ博士が増補完成したものの

卷三、一九二二 南支篇

原著者のノートを補正したもの、テイーセン氏編

あとの三巻は、わざ／＼あとからとけて下さつた由、感激の至りである。天野氏のお話では別に大版のアトラスがある筈との事、之も譲渡願えれば、この碩学の希有の紙種が全部そろひわけである。当局並びに図書館の諸兄の今一層の御努力を希望する。なお、リヒトホーフエンの滯支日記(テイーセン編)二冊も既にゆずりうけて書架をかざつて居る。

アジア、ロシア 二卷 附圖一卷

一九一四 ベテルブルグ

シベリア民族研究に不可欠の名著、今でも学者が恩恵をうけている本、ソビエットの百科辭典類のように杜撰なものではない。

支那全誌 デュ、アルド著

佛語より英訳(一七三六) ロンドン

四冊ある。原本ではないが版は最も古い。十八世紀の歐人の支那研究で今日でもまだ役に立つものは恐らくこの本だけではないかと思う。石田幹之助氏の欧米人の支那研究に詳しく紹介されている。本書は原文に比すると幾分刪られている。

西蔵語字典 エシユケ

グナダウ 一八七一

有名なエシユケの藏英字典のものである。独訳本、これは非常に珍しいものだ。石版の古雅な本著名の苦心がしのばれる

西蔵使節記 サムエル、ターナー

一八〇〇 ロンドン

右図版集 佛 訳

一八〇〇 パリー

二書別物ではあるが、丁度お互に欠を補う。英人で最も早くチベットに入つた一人、記述は信憑するに足るもの、図版も珍しい。

蒙古人にたちまじりて ギルモア

ロンドン 刊年不明

どこにも刊記がないが表紙にも古拙な図形があり、原刊本らしい。國訳が出て居る。

アジア研究雜 トラブプロット

一八二四 パリー

之も今日なお生命のあるもの、以上の

外、支那西蔵、中亞(スタインのインナーモースト・エイシア、一九二八、オクスフォード。その他) 印度、スマトラ、アフリカ、南米等の旅行記、調査録等いずれも直ちに役に立つものばかり。古版の地誌類にも捨て難いものが数種ある。語りつゞける限りがないが、あとは目錄について見ていただきたい。教授学生諸君の御研究を待つ。なお、今後とも良い文庫をどん／＼買つていただきたい。これは理事諸彦にお願い申します。

司 書 天野敬太郎

本学図書館に最近、アジア關係及び外交關係の洋画を主とし、その他に洋書古刊本及び漢籍圖書等のコレクションが入つた。アジア關係では中國及びチベット、中央アジアが最も多く、蒙古、シベリヤ方面のものも含まれていて、アジア研究に必要な貴重な文獻が多い。外交關係では外交官、政治家の傳記類が多く、又國際法關係も多少ある。古刊の洋書の中には珍らしいものが相当にあり、漢籍にも重要なものが少なくない。そのうちから主要なものを次に紹介することにする。

リヒトホーフエン中國誌(独文)五册(ベルリン一八七七一―一九一一年刊)は初めて中國を科学的に調査をなした独人リヒトホーフエンの名高い調査報告書であり、多くの図版が挿入されている。第一卷は緒論、第二卷は華北、第三卷は華

南、第四巻は各専門家の古生物論文集、第五巻は古生物関係であつて、三冊は生前に出版されたが、二冊は最後の刊行であり、本文五冊クオート判の大冊である。この報告によつて山東省の豊富な資源が判明し、ドイツが膠州灣を租借して山東經營に乗り出す端緒となつたことは周知の通りである。リヒトホフエンのものでは、このコレクシヨンの中に「中國日記」二冊(一九〇七年刊)もある。

デュ・アルド著中國全史(英訳初版)四冊(ロンドン一七三六年刊。原著者はフランスの耶蘇会士であつて、自らは一度も中國の土を踏まなかつたが、中國現地の宣教師から送附の書簡等によつて著作したもので、内容は、地誌、歴史、年代、政治、自然にも及んだ大著である。この書物はその英訳であつて、佛原文出版の翌年に出たもので、各巻毎に異つた人への訳者ブルクスの辭辭が付いていて、第一巻は当時の英國皇太子宛になつている。尙、この著作は英訳三版を重ねた他に独訳、露訳も出来ていてよく読まれた様である。

スタイン中央アジア探検報告(英文)四冊(オクスフォード一九二八年刊)スタインが印度政府の命によつて一九一三年から一九一六年の間に行つた中央アジア探検調査の有名な報告書である。本文三冊、図録一冊、地図一冊からなり、フオリオ判の大冊である。この外にスタインの著書では、中央アジア及西部中國探検記(金鹿鹿中國の鹿鹿、英文)二冊(一九一二年刊)もこの集書に含まれている。

アジア関係では右の外に重要なものとしては、ラドクリフの東部疆疆の博物誌(英文、ロンドン一七八九年刊)、クラプロートのアジア回想録(佛文、パリ一八二四年刊)、スズン・デインの中央アジア及チベット(英文)二冊(一九〇三年刊)、ヤングハズバンドの滿蒙踏査記(大陸の中心、英文)等を始め種々様々のものがあり、探検記、調査記は大體一通り見受けられる。

洋書の中で最も古いものは、ローマ法として重要なユースティニアヌス勅法十二巻に対するブルネマンの註解書(ラテン文)である。出版年は一六六三年であるから約三百年前であるが、保存がよくて束も付いていない完全な書物である。

次に刊年の古いものでは、國際法學の鼻祖グロチウスの「戰爭と平和の法」の一七二〇年版である。この書は最初一六二五年にパリで出版されたが、その後今日までラテン語版が約五十種と佛独英西訳が三十種ばかり出た(日本語訳も最近第一巻が出た)という程に有名な書物である。本書は初版出版の九十五年後のものであつて、バルベイラタの註解が附せられたラテン語版でアムステルダムで刊行である。

外交関係の古い出版物では、フランス外交家アボウ伯の一六七九―八四年オランダに於ける外交記録(佛文)三冊でパリ一七五二年刊であり、又、フランス外交家フーキエール侯一六三三―三四年の書簡及外交記録(佛文)三冊アムステルダム一七五三年刊があつて、姉妹篇をなしている。

一般書としては、ドイツの有名な地理學者ヒュブナーの佛訳地理要略書二冊は一七三五年刊行で、地図が豊富に挿入されている。

特に豪華美本として見られるものが二種ある。それはピロコンスフィイルド伯(デイズレリ)の傳記(エワルド著、英文)二冊(ロンドン一八八二年刊)は総黒草で金色の裝飾に小口三方金であり、今一つは帝政ロシア刊行のアジア・ロシア大綱(露文)三冊(セントペテルブルグ一九一四年刊)であつて、濃緑色の青革と緑色の平クロスで、写真や國版地圖が多数にある。両方共にクオート判である。

この外に冊数の多いものではブルターク英雄傳英訳八冊(ロンドン一八一〇年刊)や、モリエール全集の佛英對訳八冊(エディンバラ一九二六年刊)等がある。漢籍については、その中の主なもの五六冊の書名だけを次に掲出するが、これによつてその大體を窺うことが出来るであらう。格致鏡原百卷三二冊、天下郡國利病書百二十卷六四冊、讀史方輿紀要百三十卷五九冊、皇朝藩閩輿地書四八冊、西清古鑑四十卷二十四冊、虛齋名畫錄十六卷二〇冊等があつて、類書、經書、地誌、美術書等各方面に涉つている。

尙、日本版の書物もあつて、史記評林五〇冊(明治刊)、資治通鑑八十冊(明治刊)、本朝高僧傳三二冊、增訂故實叢書四一冊はその主なものである。

少部数の限定版として「御製盛京賦」がある。西歷一七四三年清の乾隆帝は滿洲巡遊の際に、己が皇祖発祥地である奉天及其の周辺を禮讚した一大詩篇を成した。そしてそれを漢字の篆体三十二種と滿洲字の篆体三十二種と合計六十四種を印刷せしめた。在華フランス宣教師アミオはこれを佛訳し、詳細な註解を付して一七七〇年パリで発行したが、それによつてフランス文藝界に波及した。乾隆帝と相識するに至つたのである。昭和七年(一九三二年)リットン卿滿洲調査團に對し記念として滿鉄が特に六十四種の各第一頁を復写し、これに英文の解説を附し、限定八十部印行して配布したのであるが、その中の一冊が即ち本書である。

最後に特筆大書すべきものがある。それは宋版本であつて、今より八百二年前の印刷であり、南宋の紹興戊辰、即ち西曆一一四八年の前書のある折本で、「經律異相第二卷」という。時は、中國では金の侵入によつて宋が南遷して後二十年であり、日本では近衛天皇の御宇即ち平安時代の後期平清盛の攝頭の時で保元の乱の八年前であり、西洋では第二十軍の時代である。八百年前のものだけに古色蒼然としている。慎重なる研究を要するが、これと同本は天下にあまり現存しないのではあるまいか。この書物は、梁の武帝の勅を奉じて僧叡等が撰集したものを、更に宝唱等が勅命によつて増補改編したもので、内容は、佛敎の經律の職訳が盛んとなり、巻数が多くて所要の事項を檢索するに不便なために、經律の要事を抄出したもので、全五十巻よりなり本書はその第二卷目である。

(九頁より)

さなという組織であつて極端な例をいへば通行人が一寸立寄つて大家の講義を聴くことも出来ず。しかし実際にはひやかし半分に聴きに入るやうな者は殆ど無く、聴講者は極めて熱心でその顔触れは終始変らぬと云つても過言ではありませぬ。わが國にもよく知られている錚々たる碩学今やその大部分は故人となつたがデュルケム、タルド、ベルグソン、レビー、シグフリードそしてパリ法科大学を去つて後のシャルル・ジイド等これ皆自由大学教授の列に儼然と輝きつゝ各その蘊蓄を傾けたのであります。あゝさかんなるかな。(T・M生)

文中挿入の写真はカピタン一家一族の人々が本年四月打ち揃つてモナコの近郊を散策した際ラゲ寺院の前でツロタバ教授が写したものであります

写真の説明(故カピタン教授を中心として)向つて左から  
ビエール・アンリ・カピタン(孫、一九三五年病死した次男モリスの長男、十五歳)  
フランソワ・カピタン(孫、長男ルネの次男、十七歳)  
一神父  
ジャン・パチスト・ツロタバ(孫、女婿ツロタバ教授の次男)  
一友人  
ルネ・カピタン(長男)  
同夫人(長男の嫁)  
マリイ・カピタン(孫、長男の長女)  
マドレーヌ・ツロタバ(長女、ツロタ

バ教授夫人)

マチユー・カピタン(孫、長男の長男)  
シモン・ツロタバ(孫、女婿の長男)  
ローラン・カピタン(孫、長男の三男、前列左)  
マルチヌ・カピタン(孫、長男の次女前列右)

風邪のため右の一行に加はらなかつた写真の贈り主カピタン未亡人と写真を撮つたツロタバ教授とが見えないのは遺憾であります。

後記 右一文草綴後更にカピタン教授未亡人の八月六日付書翰入手、書中ツロタバ教授はこの度シユヴァリエ・ド・ラ・レジオン・ドヌール(Chevalier de la Légion d'honneur)に叙せられたとあり、遙に祝意を表する。

(五頁より)

せんと主張する。  
サルトルの「実存主義はヒューマニズムなり」(英訳 J. P. Sartre, Existentialism 参照)によると、実存主義の基本的原理は「存在は本質に先立つ」と主張することであるが、これはプラトンの如き形而上学者の「本質は存在に先立つ」とする形而上学的原理の逆であるが、逆してもそれは依然として形而上学的であつて、かゝる点サルトルは古き形而上学的意味に於て実存主義を主張しているのは正当でないと、ハイデッガーは雑誌「World Review, April 1949」の「エニエニズムの意味」なる論文で説いていることは尤もである。ハイデッガーによれば

ば人間は「現存在」(Da Sein)としてどこから又どこへゆくかを知らない。只自己に關はらしめられた可能性をもつた実存として、世界の内に宿命的に「投げられてゐる」(Geworfenheit)のである。それは実在に來ることを欲するか否かを自由に決定した結果ではない。この人間存在の事実から我々の生くべき道が示される。人間は、実存の中に投げ出されていながら、さまざまの工夫によつて又自己を投げ返えそうと試みる。然しながら人間の可能なる又決定的な計畫は彼の死を予期し、これに備へることである。何故ならば人間の実存は死による終末を予期して、充分これの対策を練り、異常な努力をすることによつてのみ人間の実存が結末を得るからである。死の終末を予期することは、人間をして彼が結局、有限の存在であり、無であることを承認し自覚せしめる。更に又人間の如き有限なる実存にとつて、存在自体の意味が明かになるのは無に直面する場合に限られる。こゝに「死に至る病」としてキエルケゴールが人間存在を捉へる理由がある。かくして実存主義の哲学に於てその歴史的任務として、人間存在の、社会の、文化の破局の危機にあつて、そのニヒリズムの中から本來的なる人間の、社会の、文化の建設への行動の決意を自由に選びとり得る道をお説く新しい局面の哲学が見出さるゝと信ずる。—Ex nihilo omne ens qua ens fit— (一九五〇・九)

### 「學報」についで

- 一、學報は年十回(八月、十二月休刊)毎月十五日に発行いたします。
- 一、學報誌代は年二〇〇円(送料共)とし、四月より翌年三月までを一年度といたします。
- 一、學報の御申込みは左記宛誌代をそえて御願ひいたします。

大阪中央局内、大淀区長柄中通二丁目

関西大学 學報局

一、校友会支部や校友諸団体の会合や活動状況は、廣く收載したいと思ひます。いつも早くお知らせ下さい。報道は鮮度を尙びますから旧聞にならないうちに。

一、學報にふさわしい投稿を歓迎します。たゞ紙幅の制約がありますので、二号にわたる長いものは当分無理であります。又掲載についてはおまかせ下さい。

昭和二十五年十月十日印刷  
昭和二十五年十月十五日發行

### 関西大學學報 第二三四號

一年誌代実費二〇〇圓(送料共)

大阪府大淀區長柄中通二丁目

編輯人 関西大學 學報局

印刷所 株式會社 西井 印刷所

### 發行所 関西大學學報局

大阪府大淀區長柄中通二丁目  
電話(關西)二七五六番  
大阪(一)六七七番